

しょうがいしゃせいどかいかくすいしんかいぎたんとうしつちよう  
障がい者制度改革推進会議担当室長

ないかくふさんよ ひがし としひろ どの  
内閣府参与 東 俊裕 殿

とくひえいりかつどうほうじんぜんこくせいしんほけんけんふくしれんごうかい  
特定非営利活動法人全国精神保健福祉社会連合会

りじちようかわさきようこ  
理事長 川崎 洋子

しょうがいしゃきほんほう かんするいけん  
「障害者基本法」に関する意見

1、「基本的性格」について、障害者を権利の主体者とした法の体系にすることに賛成します。どのような表現にするか今後よく議論することが必要だと思ひます。

2、「障害の定義・個別立法との関係、手帳制度について」現行の制度では、障害の重い人にサービスが厚く、軽い人に薄い結果となっています。しかし実際障害者の一人ひとは、どのような重さの障害であっても、社会参加への希望や意欲をもち、生活の向上を望んでいます。またできることやしたいことは個人によって違いがあります。重い、軽いの判定で決めるのではなく、個人が何を望んでいるか（ニーズ）をもとに、サービスが利用できるシステムにできるとよいと思ひます。もちろん障害者間のサービス格差がないことが前提です。

3、「差別の定義」差別の定義はあるべきだと思ひます。精神障害者には「保護者制度」という差別法があります。

3、「基本的人権の確認・地域社会で生活を営む権利について」精神障害者の大多数が家族と暮らし、30万人以上の方が精神科病院にいます。地域社会で自立して生活することは当然の権利として実現すべきことですが、実際は住居もなく、生活費もなく、孤立も不安で自立することが困難です。障害者個人の地域生活が容易にできるよう、またそれが満足のものであるよう、住居を得る権利、所得を得る権利、ケアを利用する権利を明確にすべきであると思ひます。

4、「障害者に関する基本的施策・政治参加の施策」精神科病院に入院中の人の多くは投票に行けないといわれています。一人で外へ出かけることができない精神障害者がいます。これらの人に、政治に関する情報を得ることと、投票をするという権利を行使できるよう配慮されるべきです。

5、「障害者に関する基本施策・差別禁止法・虐待防止法」法制度の確立と施策を加えるべきと思ひます。